

平成26年 1月23日

福島県知事

佐藤 雄平 様

平成25年度

2月定例議会要望書

福島県議会民主・県民連合議員会

会 長 宗 方 保

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から丸3年が経過します。

県当局におかれましては、この3年、平時の倍近い予算を執行し、事故対策、復旧・復興にあたってこられましたことに敬意を表します。

しかしながら、原子力災害という未曾有の災害に対応するのには手探り状態が続き、スピード感を感じられなかったことは否めません。

4年目を迎える平成26年度は、福島再生加速化交付金などを有効に活用し、復興が大いに実感できる年度としなければなりません。

以下、2月定例議会の開催にあたり、当面の重要な課題について要望いたしますので、県政に反映されますようお願いいたします。

【要 望 事 項】

1. 執行体制の強化について

頻発する災害への対応、復興公営住宅の増設、東京オリンピックの開催など技術職員の不足が懸念されることから、正規職員数の増員を図るなど、執行体制の強化を図ること。

2. 福島復興再生特別措置法対策プロジェクトチームの設置について

震災から3年。福島ブランドの再生、観光の再生、再生可能エネルギーの推進といった分野に係る規制緩和や、課税での特例を含む復興特区制度の制定などにおいては、県内に足がかりはできたものの、まだまだこの特措法を生かしきれていない現状がある。今後、中長期にわたり、取り組み続けるべき課題の解決に向け、国に対し特措法をベースとした踏み込んだ議論を進めていく必要がある。

そこで、福島県の今後を戦略的に考え他県との差別化をはかり、国としっかり議論をし対策を講じていく部局横断的な福島復興特別措置法対策プロジェクトチームを県庁内につくること。

3. 再生可能エネルギー導入促進に向けた規制緩和について

再生可能エネルギーの推進については、本県復興の柱と位置づけされているところではありますが、農地法等による規制がその推進を阻害することが懸念されますので、福島復興再生特別措置法を活用し、一定の条件をクリアすれば農地等のまま再生可能エネルギー施設を設置できるような法整備を国に要請すること。

4. 中間貯蔵施設等について

中間貯蔵施設等については昨年12月に環境省から受け入れ要請があり、県では中間貯蔵施設等関係部局長会議を新設し、総合的に検討し県としての姿勢を打ち出すとしておりますが、双葉郡の復興が福島県の復興であるという観点から、地元自治体の復興計画との整合性を図るため、地元自治体の意向を詳細に聴取し、受け入れの可否を検討すること。

5. 汚染状況重点調査地域の除染の促進について

汚染状況重点調査地域の除染が計画通り実施されるよう、仮置場の確保や仮置場の安全性についての情報提供、作業員・現場管理者の確保など市町村に対する支援を強化し、除染を促進すること。

6. 県内における18歳以下の子ども医療費の現物給付の統一について

18歳以下の県民が、県内の医療機関を受診した場合、現物給付及び医療機関で一旦支払い、後に還付を受ける等の違いが生じております。そこで、医療費の支払いは全て、市町村及び国保、社保等の支払機関に関係なく、「現物給付」による統一を図ること。

7. 看護および介護職員の確保について

- ① 看護および介護職員の他県および他業種への流出を防止するため、これらの職種に対する本県独自の具体的な待遇改善策を実施すること。
- ② 介護職員の深刻な人材不足を解消するため、定員割れの状況にある県内の介護福祉士養成機関（学校）に対し、学生等の確保に向けた支援を充実すること。

8. 双葉地域の医療再建について

- ① 県は、早急に双葉地域の医療再建に向けた具体的な計画を示し、帰還を切望する住民の医療に対する不安を解消すること。
- ② 今後、収入として見込まれている東京電力からの県立大野病院への損害賠償金については、双葉地域の医療の再建に活用すること。

9. 地場中小零細企業への支援を国に求めること

原子力発電所の事故による被災県として、県内の地場中小零細企業への支援は喫緊の課題であります。中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、その対象地域を津波被災地等に限定しておりますが、その対象地域を県内一円とし、県内の地場中小零細企業の支援に繋がるよう国に求めること。

10. 首都圏情報発信拠点について

日本橋に開設する新たな首都圏情報発信拠点の開設準備により葛西のふくしま市場を2月にも閉店することに関しては、県内の農産物等納品者やこれまで買い支えてくれたお客様に対して十分な説明をし、納入品目の選別に対しては適切な対応を怠らずスムーズな移行と施設の整備にあたること。

1 1．風評対策の強化

本県農産物、水産物は放射線量のモニタリングが徹底され、その安全性が確保されているところではありますが、その安全性がすべての国民に周知されるには至っておりません。本県の農業・水産業の再生のためには継続した対策が必要となることから、モニタリングの技術革新と体制の強化を図るとともに、県が主体となった安全性の広報・販売促進を戦略的に取り組むこと。

1 2．農業の振興について

農業者の高齢化や後継者不足、風評被害等農業を取り巻く環境は厳しい状況の中で、県農業をけん引する意欲のある担い手の育成と確保を図るため、企業農業参入支援事業の充実、園芸産地の復興や畜産農家の経営再開、規模拡大等への支援強化、農地利用集積、所得の向上と雇用創出等を促進し、体制の強化と充実を図ること。

1 3．農業用ダム・ため池、農業用排水路の除染について

農業用ダム・ため池については、1, 940ヵ所において実施した放射性モニタリングの結果、底質において最高39万ベクレル/kgという高い濃度が検出されている現状を踏まえ、県内3, 730ヵ所ある残りについても早急にモニタリングを行うと共に、除染対象として国に位置づけるよう強く求める事。また、田んぼに放射性物質を入れないという観点から、農業用排水路についても一日も早い一体的な除染を行うよう国に求める事。

1 4．水産業の再生・振興について

本県の水産業の再生・振興に向け、モニタリング機器の開発を支援するとともに、水産物の放射性物質検査に対する支援を拡充し、正確な情報発信等を通じて、沿岸漁業の再開に向けた取り組みをより一層強化すること。

1 5．遊休農地の有効活用について

長期間作付されていない田畑などにおいても一種農地は農転が認められず、遊休農地の有効活用ができていないが、農家が自ら太陽光発電施設を設置し全量買取制度により電気料金を売電することで、農家の所得向上と中山間地域における人口減少対策に寄与することができるため、農業特区制度において遊休農地を活用した太陽光発電設備の設置が可能となるよう部局間で調整し対応すること。

1 6．復興を推進する道路網の整備促進

ふくしま復興再生道路や東西連携道路の早期完成が本県の復興を推進することから、予算の確保とともに総合的な対策を講じ、早期の供用開始をめざすこと。

1 7．豪雨・大雨による水害対策への対応について

浸水被害が頻発している河川の改修や、内水被害が頻発している市街地の雨水対策の整備など、県・国及び市町村と連携し治水安全度の向上を図ること。

18. 子どもの学力・体力の向上のための環境整備について

震災等により被災した教育施設の復旧、被災した児童生徒に適切に対応するための教員の配置、教員の資質向上など第6次福島県総合教育計画に基づき各種施策を積極的に取り組み、教育環境整備に万全を期すこと。

19. なりすまし詐欺対策の強化

手口が多様化し巧妙となり、オレオレ詐欺や架空請求詐欺が増加傾向にあることから、関係機関との連携をより密にするとともに、注意喚起活動を強化すること。

20. 高齢者の交通事故防止対策の強化

高齢者の交通事故は依然として高い水準にあることから、引き続き高齢者の事故防止対策を徹底するとともに、関係団体と連携し総合的・効果的な予防対策を講じること。

2 1 . 自転車事故防止対策の強化

昨年 1 2 月 1 日に道路交通法が改正され、軽車両の路側帯通行の規定が整備されたが、施行後間もないことから、周知が行き届いていないことが懸念される。自転車の事故防止のため、街頭指導及び学校等での交通安全教室を強化し対応を図ること。